

藤原 精吾

元日弁連副会長



発言

大津市立中学校でのいじめ自殺事件で、滋賀県警が刑事事件として捜査を続けている。中学校や市教育委員会の責任回避と隠蔽体質が招いた結果ではあるが、違和感を持つ市民も少なくないだろう。容疑者を特定し少年法上の手続きを進めても、いじめ問題発生の根本解決ができるとは思えないからだ。

相を知り、救済を求めることができないなら、ただ、それに応えるものは捜査ではない。必要なのは教育の場で何が起きたのか、いかなる対応が求められたのかを明らかにし、今後に生かすことである。しかし、

人権救済機関の常設急げ

人権救済機関の欠如はずっと以前から国際的に指摘されてきた。1998年、国連自由権規約委員会は日本政府に対し、「人権侵害を調査し、その申立人を救済するための制度的仕組みの

も、いまだに独立した国内人権機関を設立していないことについて再度の勧告を受けた。10年には、国連子どもの権利委からも勧告を受けている。政府がこれらの勧告を真摯に受け止めず、長らく放置してきたツケが、いじめ事件での警察依存を生んでいるのではないか。日弁連は08年には「政府から独立した国内人権機関の制度要綱」を提案した。オーストラリアやフィリピンなど世界120カ国で、人権救済と政策提言

を行う機関が活動している。韓国でも02年に国家人権委が発足し、障害者差別や公権力(刑務所や軍隊など)による人権侵害の救済に成果をあげている。大津市は今回、学者や弁護士による第三者調査委員会を発足させた。しかし、事件ごとの後追いで対応できる状況ではない。

滋賀県は子どもの人権問題の解決にあたる常設の第三者機関の設置を検討しているという。それには①人権のエキスパートから適任者が委員に選任される手続き②関係官庁や企業からの独立③申し立てを受けて調査・勧告する権限を持ち、政策提言などの機能を併せ持つ④事務局は委員会独自の職員とする——などの要件を満たせるかどうかが必要だ。そうしなければ、仏作って魂入れずになる。今ほど人権を侵害された人が容易に利用でき、関係官庁から真に独立した常設の人権委が求められている時はない。

(寄稿)